

青森県報

第三千五十四号

平成二十一年
三月二日
(月曜日)

目次

告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉課) ……一

介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………(同) ……一

介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……一

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……二

技能検定試験の施行……………(労政・能力開発課) ……二

飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……四

保安林の指定……………(林政課) ……四

漁船保険付保義務の発生……………(下北地域) ……五

建設業者の許可の取消し……………(西北地域) ……五

選挙管理委員会……………(西北地域) ……五

病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正(事務局) ……五

告 示

青森県告示第四百号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八條第二号の規定により公示する。

平成二十一年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	事業名称	所在地	年月日
菱紙株式会社	菱紙株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目四の二	福祉用具貸与	菱紙株式会社 八戸営業所	八戸市大字河原木字青森谷地三	平成二〇一〇
菱紙株式会社	菱紙株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目四の二	福祉用具貸与	菱紙株式会社 八戸営業所	八戸市大字河原木字青森谷地三	"
株式会社オオフイ	株式会社オオフイ	青森市大字石江五字江渡五二の七	福祉用具貸与	株式会社オオフイ 事業部	北津軽郡中泊町大字中里字龜山四八五	三・一三
株式会社オオフイ	株式会社オオフイ	青森市大字石江五字江渡五二の七	特定福祉用具販売	株式会社オオフイ 事業部	北津軽郡中泊町大字中里字龜山四八五	"
社会福祉法人 人恵心会	社会福祉法人 人恵心会	三戸郡三戸町大字斗内字和田六の〇の一	訪問介護	特別養護老人ホーム 鶴亀荘	三戸郡三戸町大字斗内字和田六の〇の一	三・二一

青森県告示第百五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅

介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十一年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	廃止年月日
有限会社ほおずき	八戸市大字是川字転平一の一	居宅介護支援事業所ほおずき	八戸市是川一丁目一の一	平成	三・一・八	
医療法人中澤整形外科	八戸市湊高台二丁目一の一	なかざわ居宅介護支援事業所	八戸市湊高台二丁目一の一	平成	三・一・〇	
株式会社ゼンシン	東京都新宿区四谷三丁目二二	株式会社ゼンシン青森ケアセンター	青森市大字駒込字蛸沢二八九の三七	平成	三・三・三	

青森県告示第百六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第百十五条の九第二号の規定により公示する。

平成二十一年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
社 菱紙株式会社	菱紙株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目四	介護予防福祉用具貸与	社 菱紙株式会社	八戸市大字河原木字青森谷地三	平成三・一・〇
社 菱紙株式会社	菱紙株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目四	特定介護予防福祉用具販売	社 菱紙株式会社	八戸市大字河原木字青森谷地三	"

株式会社オオフイスワン	青森市大字石江五字江渡五二の七	介護予防福祉用具貸与	株式会社オオフイスワン	北津軽郡中泊町大字中里字龜山四八五	三・一・三
株式会社オオフイスワン	青森市大字石江五字江渡五二の七	特定介護予防福祉用具販売	株式会社オオフイスワン	北津軽郡中泊町大字中里字龜山四八五	"
社会福祉法人恵心会	三戸郡三戸町大字斗内字和田六〇の一	介護予防訪問介護	特別養護老人ホーム鶴亀荘	三戸郡三戸町大字斗内字和田六〇の一	三・三・一

青森県告示第百七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十一年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
小川原湖クリニック	上北郡東北町旭南一丁目三三二レイクハイツ四〇一	平成三・三・一

青森県告示第百八号

平成二十一年度前期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

平成二十一年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種
1 一級及び二級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、マシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、仕上げ（治工員仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製地下工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）、塗装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

2 三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

3 単一等級

塗料調色（調色作業）

二 実施期日

1 実技試験は、平成二十一年六月八日（月）から同年九月十三日（日）までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日に行つ。

2 学科試験

(一) 平成二十一年七月二十六日（日）に実施する職種

三級

園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ、フラワー装飾

(二) 平成二十一年八月二十三日（日）に実施する職種

一級及び二級

造園、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装

(三) 平成二十一年八月三十日（日）に実施する職種

一級及び二級

機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作、広告美術仕上げ

(四) 平成二十一年九月六日（日）に実施する職種

(1) 一級及び二級

放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、タイル張り、熱絶縁施工、塗装、フラワー装飾

(2) 単一等級

塗料調色

三 実施場所

1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、次に掲げる場所において行つ。ただし、受検人員により会場数が増減される場合もある。

青森市 弘前市 十和田市

四 受検申請書の提出期限

平成二十一年四月二日（木）から同月十五日（水）まで

五 その他検定に関し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会に配布する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課（電話

〇一七 七三四 九四二五）又は青森県職業能力開発協会（電話〇一七 七三八

五五六一）へ問い合わせること。



青森県告示第百九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十一年一月八日及び九日収去させた飼料の試験

の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十一年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要													違反の内容				
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水性窒素 %	消化率 %	T D N %	M E kcal/kg	その他水分 %						
丸光水産株式会社 本社工場 八戸市諏訪二丁目26 の16	同 左	60%フイッシュミール	21.1	62.0							16.6	0.1							9.4	9.4	
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24の8	同 左	日配ほ乳期子豚育成用配合飼料	20.12	18.1	5.0	0.61	0.55	1.6	4.1					81.1						14.5	
		日配ブローラー肥育後期用配合飼料	21.1	19.3	7.4	0.83	0.58	1.8	4.4										3,280	12.1	
		協同飼料 クエイケマルチA	21.1	16.1	3.5	0.90	0.67	3.3	5.6					74.1						14.3	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

保安林の所在場所

三沢市大字三沢字浜通八九一地先・八九二の一地先（以上二筆地先について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

青森県告示第百一十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十一年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
むつ市大畑町湊村一八九番地一八	大畑
むつ市大畑町新町二〇番地二	
むつ市大畑町正津川二五四番地四	
下北郡東通村大字尻屋字村中四一番地	尻屋
下北郡東通村大字尻屋字村中二四番地	
下北郡東通村大字尻屋字村中二番地	
市野 勇	
一戸 清史	
柏 智弘	
住 吉 勲	
石 田 淳 三	
川 島 秀 己	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社三戸組
 - 二 代表者の氏名 三戸 ふみえ
 - 三 主たる営業所の所在地 つがる市柏桑野木田福井三三の一
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第一〇九〇〇号
 - 五 取消年月日 平成二十一年二月五日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
建築、管工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
- 平成二十一年二月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第九号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

二の表中

藤の園	" 奥野二丁目二五の九	を
藤の園	" 大字駒込字螢沢三八七の一	に、
こはる	" 大字四ツ石字里見七六の一	を

おのえ荘	桑寿園	平川市猿賀池上一〇〇の一	"	柏桑野木田若宮二五五の一	に改める。
厚生年金青森おのえ荘	桑寿園	平川市猿賀池上一〇〇	"	柏桑野木田若宮二五五の一	を
ケアポートバンドーむつ	延寿園	"	真砂町七の二	大畑町大赤川二九の四	に、
延寿園	延寿園	"	大畑町大赤川二九の四	大畑町大赤川二九の四	を
悦びの里	こはる	"	沖館四丁目八の二九	大字四ツ石字里見七六の一	に、

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目
番七七号 東奥印刷株式
会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭